

ひなん はんだん 避難の判断

Q1 災害が起きたら、すぐに避難所に避難しなければならないの？

いいえ。

災害が起きたからといって、すぐに避難しなければならないわけではありません。避難が必要かどうかは、各自が判断をする必要があります。まず以下の状況確認をします。

住まいの確認（破損状況）

↓
倒壊などの危険がないか、数日間、そこで安全に暮らせるかどうかを判断します。

ご本人、家族の確認（負傷等の状況）

↓
災害により怪我をしていないか、体調に問題はないかといったことを判断します。

避難の必要性の確認（緊急度、必要な人員など）

- ◎近隣で火災が起きるなど周囲の状況から、避難の必要性の緊急度を確認します。
- ◎地域防災組織による避難の判断や、避難勧告や避難指示の発令、自宅が警戒区域に指定されるなど、行政からの指示・勧告・命令等も必要性を判断する材料となります。
- ◎また、避難に支援が必要な場合、安全に避難所まで避難できるだけの用意がそろっているかどうか確認する必要があります。

避難所での生活は、意外に負担が大きいものです。

ですから、安全が確認できれば、無理に避難をする必要はありません。



Q2 行政からの避難に関する情報にはどんな種類があるの？

3つの種類があります。

① 避難準備(要援護者避難)情報

避難するのに時間がかかる高齢者や障害のある方に、避難することを呼びかけるものです。

② 避難勧告

避難のための立ち退きの勧告であり、居住者に立ち退きを進め促すものです。しかし、避難を強制するものではありません。

③ 避難指示

避難のための立ち退きの指示であり、被害の危険が切迫したときに発せられるもので、「勧告」より拘束力が強くなります。

いずれも、市の広報車の巡回、同報系防災行政無線（市内各所に設置されたラッパ型スピーカー）、市ホームページ、安心安全情報メール・ツイッター等で伝達されます。

緊急を要する場合、土浦ケーブルテレビ、NHK水戸放送局、茨城放送で放送されることもあります。

Q3 避難所には何を持っていけばいいの？

避難所には、最低でも3日間、避難者が生活できる物資を用意しています。しかし、病気や障害に対応するためのものは常備されていません。

日常生活の必需品（p.5）であげた

- ・薬（3日分）と処方箋
- ・ストーマ と 洗腸器具等
- ・介護用品（オムツ、おしりふき等）
- ・偏食や食物アレルギー等に対応できる食料（3日分）

などは持って行きましょう。

また、安心カードや、災害時緊急カード(防災の手引き添付)等を持って行くと、支援を受ける際に便利です。他の障害種別ごとに用意すべきものは、『防災の手引き』（平成20年度発行）をご参照ください。